## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について

# 1. 人事制度の見直しに伴う変更

# (1) 人事制度見直しの背景・目的・概要

当社では、特別管理職の職級名称を、各職級に求める役割をより明確に示したものとすることで、本人により一層の自覚を促すとともに士気の高揚を図るため、特別管理職の職級名称を図1の通りに変更する人事制度の見直しを予定している。

この人事制度の見直しに伴い,2022年度の株主総会開催日(一部7月1日)から特別管理職の職級名称を変更する予定である。

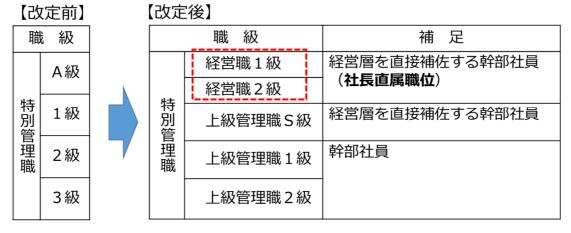


図1 人事制度の見直し前後の特別管理職の職級名称

# (2) 保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)

実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 発電用原子炉主任技術者の 職務の範囲等

(略)

- 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

今回の発電用原子炉主任技術者(以下「炉主任」という。)に関する志賀原子力発電 所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)の変更箇所は、炉主任の選任対象 の職級名称のみであり、炉主任選任対象が社長直属の職位で、本店部長級の職級であることに変わりはなく、必要な権限及び組織上の位置付けに変更はない。

当社では2007年の志賀1号機臨界問題の再発防止策として,炉主任の独立性を高め, 社長に対して直接に報告・指示を受ける立場に位置付けるため,炉主任を社長直属の 職位とするとともに,職級も本店部長級とすることを定めているが,保安規定の変更 案はこの再発防止策の考え方にも合致している。

# 2. 組織改正に伴う変更

## (1)組織改正の背景・目的・概要

当社では、電力需給、取引および燃料調達・管理を一元的に行うことによるエネルギー 需給計画・運用の体制強化のため、2022 年7月に燃料部と電力取引部を統合し、エネル ギー取引部とする予定である。

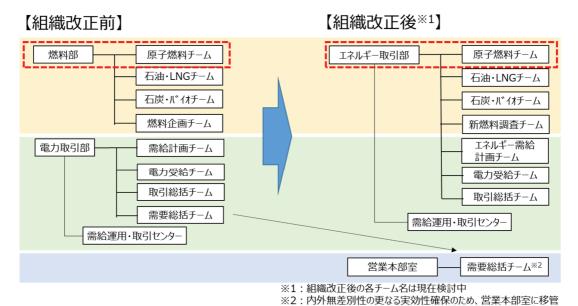


図2 組織改正前後の組織図

#### (2) 保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)

実用炉規則第92条第1項第3号発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

|\_\_\_\_\_内:保安に関する組織

- 1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
- 2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置 に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

燃料部と電力取引部の統合後、現在の燃料部所管業務は全てエネルギー取引部へ移 管する。

組織改正後のエネルギー取引部の調達組織としての位置付け及び職務内容は、現在 の燃料部から変更はない。 現在燃料部長が行っている保安に関する職務は、エネルギー取引部長が実施する。また、保安に関する組織である原子燃料チームの体制は変わらない。

#### 3. 記載の適正化

### (1)記載の適正化の概要

第27条(計測及び制御装置)の一部で、「冷温停止」の記載であるべきところ、「低温停止」と記載されている箇所がある。

## (2) 保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)

実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異 状があった場合の措置等

(略)

7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、 重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等に ついて、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以 下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合 に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される 措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定めら れていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前 提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

記載の適正化であり、サーベイランスの実施方法及び頻度、要求される措置並びにAOTに関する変更はない。

#### 4. 保安規定の変更内容および変更箇所(詳細は添付2参照)

# (1) 人事制度の見直しに伴う変更

- ①人事制度の見直しに伴い,以下の条文を変更する。
  - ・第8条 (原子炉主任技術者の選任)
- ②変更内容
  - ・「原子炉主任技術者は特別管理職A級以上とし、~」
    - ⇒「原子炉主任技術者は特別管理職経営職以上とし、~」

#### (2)組織改正に伴う変更

- ①組織改正に伴う名称変更に伴い,以下の条文を変更する。
  - ・第2条の2 (関係法令及び保安規定の遵守) ・第4条 (保安に関する組織)
  - ・第3条(品質マネジメントシステム計画)・第5条(保安に関する職務)

# ②変更内容

- ・「燃料部」 ⇒「エネルギー取引部」
- ・「燃料部長」⇒「エネルギー取引部長」

# (3)記載の適正化

- ①記載の適正化のため,以下の条文を変更する。
  - ・第27条(計測及び制御設備)
- ②変更内容
  - ·「低温停止」⇒「冷温停止」

# <添付資料>

添付1:実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準に対する志賀原子力発電所原子

炉施設保安規定 変更該当条文箇所整理表

添付2:志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

以上

実用炉規則第92条 第1項		保安規定審查基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定、令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有無	備考
第1項 1 関係法令及び	1	(十成 25 平 6 月 18 日前史, つれ几平 12 月 25 日東京以正) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づ	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有	<ul><li>「燃料部長」から「エネルギー</li></ul>
保安規定の遵 守のための体		き、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが 定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	取引部長」に名称変更するが, 関係法令及び保安規定の遵守の
制		が明記されていること。				ための体制に変更はなく、「燃
	2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有	料部長」の職務を「エネルギー 取引部長」が実施する。
<ol> <li>品質マネジメ</li> </ol>	1	品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第	第3条 第3条	品質マネジメントシステム計画 品質マネジメントシステム計画	有有	・「燃料部」が所管していた品質
ントシステム		43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の				マネジメント文書の管理箇所
		保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第191225				ついて、組織改正に伴う名称 更に伴い、「エネルギー取引
	2	7号-2 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)) を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	部」に変更する。 ・上記以外の原子炉施設の保安
		制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められ	新り木	ID具 マポングンドンハノ 公司 四	79	ための業務に係る品質管理に
		ていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に 応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。				要な体制の基準に関する規則 びその解釈に対する規定内容
	3	その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法に	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	組織体系及び仕組み,個別業 の具体的な体制及び実施方法
	4	ついて保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、こ	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	び文書の体系に変更はない。
		れらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の 階層的な体系における位置付けが明確にされていること。				
3 発電用原子炉		本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められ	第4条	保安に関する組織	有	・「燃料部」から「エネルギー」
施設の運転及 び管理を行う		ていること。				引部」に名称変更するが、調 組織としての位置づけ及び職
者の職務及び組織						内容に変更はない。 ・「燃料部長」の職務は「エネ
用红柳纹			第5条	保安に関する職務	有	ギー取引部長」が実施する。
	2	工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が 定められていること。	第4条	保安に関する組織	無	
5,6 発電用原子炉	1	発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第5条 第8条	保安に関する職務 原子炉主任技術者の選任	無有	<ul><li>発電用原子炉主任技術者の選</li></ul>
主任技術者の 職務の範囲等						に関する社内の職級について 記載を,人事制度の見直しに
和政行がクリ東に出った						に載を、八争制度の見直した い「特別管理職A級以上」か
						「特別管理職経営職以上」に 更する。
						<ul><li>発電用原子炉主任技術者の達</li></ul>
						について定めていることに変 はない。
	2	発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43 条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。) につ	第6条	原子力発電保安委員会原子力発電保安運営委員会	無無	
		いて適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び 組織上の位置付けがなされていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	有	<ul><li>発電用原子炉主任技術者の認</li></ul>
						に関する社内の職級について 記載を,人事制度の見直しい
						い「特別管理職A級以上」だ
						「特別管理職経営職以上」に 更する。
						・上記の変更で,発電用原子炉
						任技術者を社長が選任するこ と, その職級は本店部長級の
						のとすることには変更がなく
						発電用原子炉主任技術者が の監督を適切に行う上で、。
						な権限及び組織上の位置付け
						変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術
						の職務範囲及びその内容には 更はない。
			第9条	原子炉主任技術者の職務等	無	又14/47。
	3	特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが	第8条	原子炉主任技術者の選任	有	・発電用原子炉主任技術者の選
		床されていること。なわ、必ずしも工場又は事業所の床女組織から発電用原士炉土仕技術者が提立していることが 求められるものではない。				に関する社内の職級につい 記載を,人事制度の見直し
						い「特別管理職A級以上」だ 「特別管理職経営職以上」に
						更する。
						<ul><li>上記の変更で、発電用原子気 任技術者を社長が選任するこ</li></ul>
						と,その職級は本店部長級の
						のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が係
						の監督を適切に行う上で, 4
						な権限及び組織上の位置付け 変更はないことから,独立か
	-	番与→広社施要取び共/ラニ・カーレン・ナバ社後継が担けの影響の影響を 1 ハロ用シュレットコッペルタ 1 こっしゃと	笛り冬	日庭っすさりよいフニュ time	無	確保されている。
	4		第3条 第7条	品質マネジメントシステム計画 原子力発電保安運営委員会	無	
		れていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な	第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	無	
	5	権限及び組織上の位置付けがなされていること。 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有	第9条の2 第7条	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 原子力発電保安運営委員会	無無	
	Б	発電用原子炉主仕技術者, 電気主仕技術者及びポイプー・ダービン主仕技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条	原子刀発電保安連宮安員会原子炉主任技術者の職務等	無	
			第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	無	
7 保安教育	1	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)に	第9条の3 第117条	主任技術者の情報共有 所員への保安教育	無無	
小人织目	1	発電用原子が施設の連転及び管理を行う者(仮務を挟結する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)に ついて、保安教育実施方針が定められていること。	第117条	対員への保安教育  受注者従業員への保安教育	無	
	2		第117条	所員への保安教育	無	
	3	られていること。 従業員について,保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第118条 第117条	受注者従業員への保安教育 所員への保安教育	無無	
	L		第118条	受注者従業員への保安教育	無	
	4	燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に 係る保安教育を実施することが定められていること。	第118条	受注者従業員への保安教育	無	
	5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教	第117条	所員への保安教育	無	
		育の内容,その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第118条	受注者従業員への保安教育 原子炉の運転員の確保	無無	
8 黎雷田喧之后	1	発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること	第12条			
か 施設の運転に		発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条 第14条	原丁かの理転員の作成 要領の作成	無	
か 施設の運転に ハ 関する体制,	2	発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第14条 第15条	要領の作成 引継及び通知	無無	
8 発電用原子炉 か 施設の運転に 関する体制, でで 項, 大場かの でで 現場合のである。 では、 でで できる。 では、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	3 4	発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第14条	要領の作成	無	

用炉规則第92条		保安規定審查基準(実用炉)		destroyer or Laro Micro	変更有	: 主な変更対象項目
第1項		(平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	無	備考
発電用原子炉 か 施設の運転に	5 6	地震、火災、有毒ガス (予期せず発生するものを含む。) 等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第17条 第18条	地震・火災等発生時の対応 水質管理	無無	
ハ 関する体制,	7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等	第19条	停止余裕	無	・「冷温停止」の記載であるべ
確認すべき事 項、異状があ		対処施設を構成する設備を含む。) 等について,運転状態に対応した運転上の制限 (Limiting Conditions for	第20条	反応度監視	無	ところ「低温停止」と記載さ
った場合の措		Operation。以下「LCO」という。), LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。) の 実施方法及び頻度, LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。) 並びに要求さ	第21条	制御棒の動作確認	無	ている箇所について,記載の 正化のため,「冷温停止」に
置等		れる措置の完了時間 (Allowed Outage Time。以下「AOT」という。) が定められていること。	第22条	制御棒のスクラム機能	無	更する。
		なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められ	第23条	制御棒の操作 ほう酸水注入系	無	・記載の適正化であり、サーヘ
		ていること。	第24条 第25条	はり酸水注入糸 原子炉熱的制限値	無無	ランスの実施方法及び頻度, 求される措置並びにAOTに
			第26条	原子炉熱出力及び炉心流量	無	する変更はない。
			第27条	計測及び制御設備	有	
			第28条	原子炉冷却材再循環ポンプ	無	
			第29条	ジェットポンプ	無	
			第30条	逃がし安全弁	無	
			第31条	原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	無無	
			第32条 第33条	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視 原子炉冷却材中のよう素131濃度	無無	
			第34条	原子炉停止時冷却系その1	無	
			第35条	原子炉停止時冷却系その2	無	
			第36条	原子炉停止時冷却系その3	無	
			第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	無	
			第38条	原子炉圧力	無	
			第39条	非常用炉心冷却系その1	無	
			第40条 第41条	非常用炉心冷却系その2 原子炉隔離時冷却系	無無	
	1		第42条	原士炉 吶雕 中 信 却 永 主 蒸 気 隔 離 弁	無無	
			第43条	原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	無	
	1		第44条	サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	無	
1	1		第45条	サプレッションプールの平均水温	無	
			第46条	サプレッションプールの水位	無	
			第47条	可燃性ガス濃度制御系	無	
			第48条	原子炉格納容器内の酸素濃度	無	
			第49条 第50条	原子炉建屋 原子炉建屋給排気隔離弁	無無	
			第51条	非常用ガス処理系	無	
			第52条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系	無	
			第53条	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系及び高圧炉心スプレイデ	無	
				ィーゼル補機冷却海水系		
			第54条	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温	無	
			第55条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	無	
			第56条	中央制御室換気空調再循環系	無	
			第57条	外部電源その1	無	
			第58条	外部電源その2	無	
			第59条 第60条	非常用ディーゼル発電機その 1 非常用ディーゼル発電機その 2	無無	
			第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	無	
			第62条	直流電源その1	無	
			第63条	直流電源その2	無	
			第64条	所内電源系統その1	無	
			第65条	所内電源系統その2	無	
			第66条	原子炉停止中の制御棒1本の引抜き	無	
			第67条	単一制御棒駆動機構の取り外し	無	
			第68条	複数の制御棒引抜きを伴う検査	無	
	1		第69条	原子炉の昇温を伴う検査	無	
1	L		第70条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	無	
		サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要文性能が発揮できるかど うかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等にお いては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、 サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い	第71条	運転上の削限の確認	無	
		等が定められていること。 LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		運転上の制限を満足しない場合	無	
		LCOに係る記録の作成について定められていること。	第74条	運転上の制限に関する記録	無	
	11	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	無	
		ロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第17条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	無	
			第75条	異常発生時の基本的な対応	無	
			第76条	異常時の措置	無	
			第77条	異常収束後の措置	無	
			添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第76条関連)	無	
	12	LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子 伊の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、 必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価 (PRA: Probabilistic Risk Assessment) 等を用いて措置の有効性		予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	無	
発電用原子炉	1	を検証することが定められていること。 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第11条	構成及び定義	無	
の運転期間	<u> </u>	The second repair (1) december in Grand & Con Act On Co.	第11条の2	原子炉の運転期間	無	
	L			25. 3 パーマス是単伝が利用	ж	
	2	取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第81条	燃料の取替実施計画	無	
			第82条	燃料移動手順	無	
1	1		第83条	燃料移動	無	
			200 A			

B.信相即答: ^ ^ ^	1	per site high shorter who the State Color Lace \( \text{T} \)	I		alis mi -L	: 主な変更対象項目
用炉規則第92条 第1項		保安規定審查基準(美用戶) (平成 25 年 6 月 19 日制定、今和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有無	備考
発電用原子炉 の運転期間	3	実用炉規則第92条第2項第1号に基づき,実用炉規則第92条第1項第8号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を 定め、又はこれを変更しようとする場合は、専用締造に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書係電用原子炉 の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に 「説明書」という。)が添付されていること。	_	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	_	
	4	発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査を即隔あらたま の期間、②燃料や投換即間隔から定まる期間(発電用原子产起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用 原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査 を実施すべき時期の区分を上限として、発電用用子炉の速転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業 業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの記載されていること。なお、発電円子の必要 転期回の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。	-	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	-	
	5	実用原規則第82条第4項の見底しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」 (原管 P発第1306198号 (平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理力針の変更の有無及びその理由が明ら	-	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
	6	TO COMPANY OF THE PROPERTY OF	-	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
	7	分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計	_	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
	8	方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 説明書に記載された総料交換の関係から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全 地域においまする場合は、マンドルとフェールである。	_	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
発電用原子炉 施設の運転の	1	性について許可を受けたところによる基本設計ない。基本的設計方針を満たしていること。 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の 設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会	無	
安全審査		MAIN MANAGEMENT AND A CALMONIC PLUS	第7条	原子力発電保安運営委員会	無	
管理区域,保 全区域及び周	1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第91条の2	管理区域の設定及び解除	無	
辺監視区域の 設定等	2	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び 空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第92条	管理区域内における区域区分	無	
	3	管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当基準、空気中の放射性物質譲度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第93条	管理区域内における特別措置	無	
	4		第94条	管理区域への出入管理	無	
	5	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第94条	管理区域への出入管理	無	
		管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第95条	管理区域出入者の遵守事項	無	
	7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		四 A CT (Print a 1 )	第103条	発電所外への運搬	無	
	8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第96条	保全区域	無	
			添付3	保全区域図(第96条関連)	無	
	9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき 措置が定められていること。	第97条	周辺監視区域	無	
	10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 と。		受注者の放射線防護	無	
排気監視設備		放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方	第90条	頻度の定義 放射性液体廃棄物の管理	無	
併え監視設備 及び排水監視 設備	1	放射は気料を無率的及び放射は成体を無物の放出物質機及の側と等の放出を基に味る設備の設置及い機能の解析の力 接並びにその使用方法が定められていること。	第88条	放射性気体廃棄物の管理	無	
	2	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事	=	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定に記載なし)	-	
線量,線量当 量,汚染の除	1	項と呼せて定められていてもよい。 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定 められていること。	第98条	放射線業務従事者の線量管理等	無	
去等	2	国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり,放射線業務従事者が受ける線量を管理	第2条	基本方針	無	
		することが定められていること。	第91条	放射線管理に係る基本方針	無	
	3	実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第99条	床,壁等の除染	無	
		管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第100条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
		管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		管理区域外等への搬出及び運搬	無	
	6	接燃料粉質等 (新燃料、使用溶燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。なお、この事項は、第13号又は 第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
	7	「空子が窓相動が整々」なのの窓の窓でとり担当され点ける担合でおいては、回窓にとり担当され点けるお針を連修の選	第103条	発電所外への運搬 (カリマンフ 相会は終日」でいないなめ、伊や相会に急齢な」)	無	
		原子序架規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう。同条第1項の記述を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		(クリアランス規定は採用していないため、保安規定に記載なし)		
	8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示)」(平成20・04・21原除第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (N $1SA-11a-08-11$ )) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け	_	(放射性廃棄物でない廃棄物の適用は採用していないため、保安規 定に記載なし)		
		101 111 a 00 1777 を参与として定めないでいっこ。なお、このずれ、私が正先来がこのL277 等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	無	
			第90条	頻度の定義	無	
	9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第91条の2	管理区域の設定及び解除	無	
			第92条	管理区域内における区域区分	無	
			第95条	管理区域出入者の遵守事項	無	

用炉規則第92条 第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有無	備考
線量,線量当	9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第99条	床,壁等の除染	無	
量,汚染の除 去等			第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
<b>拉針伯测点型</b>	,	放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の	<b>飲の0冬</b>	长山 硫 田 阳 弘 湘 四 八 然 田	4=	
<ol> <li>放射線測定器 の管理及び放射線の測定の</li> </ol>	1	成別教育に辞し放在官理目前関係及び放射教育関係を含む。 以下回し。) の種類、所官箇所、級重及い機能の維持の 方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第101条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	無	
方法	2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に 関する事項と併せて定められていてもよい。	-	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定に記載なし)	-	
3 核燃料物質の	1	国男・の中央にJTE(ためり40しいしむよい。 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないように	第78条	新燃料の運搬	無	
受払い,運 搬,貯蔵等		する措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	data en o de	77*MA-INI -0-10-128	_	
			第79条	新燃料の貯蔵	無	
			第84条	使用済燃料の貯蔵	無	
	2	新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するもの	第85条	使用済燃料の運搬 新燃料の運搬	無無	
	_	を除く。) に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事	第85条	使用済燃料の運搬	無	
3 核燃料物質の 受払い,運	3	項と併せて定められていてもよい。 総料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受 けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装破実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定	第81条	燃料の取替実施計画	無	
搬, 貯蔵等		10にところによる安土計画に回嫁に1つた上、5mを付款例未帰町画を走めることが2mを付き助于機に使うこと等から められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした 項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第82条	燃料移動手順	無	
			第82条	燃料移動手順	無	
放射性廃棄物	1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定め	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
の廃棄		られていること。				
	2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工揚又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
			第86条の4	輸入廃棄物の管理	無	
	3	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。 なお、この事項は、第11号及び第13号における 運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
	4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに 放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	無	
	5		第88条	放射性気体廃棄物の管理	無	
	6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第100条の2	平常時の環境放射線モニタリング	無	
	7	ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	無	
			第86条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	無	
			第90条	頻度の定義	無	
			弗90米	類及の圧義		
5 非常の場合に 講ずべき処置	1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第107条	原子力防災組織	無	
			第108条	原子力防災組織の要員	無	
			第109条	原子力防災資機材等	無	
	2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第109条	原子力防災資機材等	無	
	3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第110条	通報経路	無	
	_	AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF				
			第112条	通報	無	
	4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項 の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第107条	原子力防災組織	無	
	5	禁急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められて いること。	第113条	防災体制の発令	無	
			第114条	応急措置	無	
			第115条	緊急時における活動	無	
	L	Street 还有 那似下的水上,水色的赤灰似土水上,那么几乎。			1_	
		<ul> <li>(末) 指げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事さるための要員として選定することが定められていること。</li> <li>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</li> <li>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</li> <li>(3) 実効線量について250mSシを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第条条第3項に規定する原子力防災要員。同法第9条第1項に 規定する原子力防災管理者であること。</li> </ul>			無	
		放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。),緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。			無	
	8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第116条	防災体制の解除	無	
				1		

用炉規則第92条 第1項		保安規定審查基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有無	備考
第1項 設計想定事象	1	許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう,想定する事象に応じて,	第17条	地震・火災等発生時の対応	無	
等に対する発 電用原子炉施		次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。		(原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同 法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載され		
設の機能の保 全に関する措		イ 火災 可燃物の管理、消防す員への通報、消火又は延嫌の防止その他消防酸が火災の現場に到着するまでに行う活動に		た自然現象, 重大事故等発生時等, 大規模損壊時等の対応は別途申請)		
置		別が初り日上、行的文具、や地田秋、行外人は足球の砂川でいた日前の豚が八次の火物に両者するよくに行力信頼に関すること。 ロ 火山現象による影響 (影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)				
		① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機				
		は、他に得けるもののほか、大山野・晋等発生時における社会性が成功したのでも元がするために必要は政権の検 能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、大山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止する				
		ための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下				
		「重大事故等」という。 ① 重大事故等を生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
		□ 重大事を発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料を加工するこのの対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
		②重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい坩堝を砂止せっための対策に関すること。 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から過までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 - 大規模な自然災害又は必念による大型航空機の衝突その他のデロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損				
		壊 (以下「大規模損壊」という。)				
		① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。				
		<ul><li>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</li><li>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するた</li></ul>				
		あの対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。				
		⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) 1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれがに掲げるとおりとすること。				
		<ul><li>○ 首式事故等発生時</li><li>○ 許可を受けた対応手段,重要な配慮事項,有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定</li></ul>				
		日の 計りを交けた対応予収、 重要な配慮事項、 有効形計画の削速率件で 4分解下の成立性にほる事項が定められた められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定				
		(3) 炉心の者しい損傷及び原土炉恰稍各益の敷損を妨くために取壊元すべき操作寺の判断基準の基本的な考え方がためられていること。 原子炉格納客器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逐がし装置を設けている場合、格納容器				
		代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容 器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い				
		場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逐がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等 (②に関するものを除く。) については記載を要しない。				
		ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。				
		(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に				
		ついては、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な 教育及び訓練をあらかじめ実施すること。				
		(4) 必要な機能を維持するため活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他の理な機能をお維持するためで発力されること。				
	2	(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発				
		電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手 類にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。				
記録及び報告	1	発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、	第119条	記録	無	
		保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。				
			第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
	2	実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定	第119条	記録	無	
		めるものを除く。)が定められていること。				
	3	発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第120条	報告	無	
			Adv - As			
			第9条	原子炉主任技術者の職務等	無	
	4	特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、 経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明	第120条	報告	無	
		記されていること。				
	5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第120条	報告	無	
発電用原子炉	1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等	第13条	巡視点検	無	
施設の施設管 理		における使用前事業者検査,定期事業者検査,保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257 号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第106条	施設管理計画	無	
			第106条の2	設計管理	無	
			第106条の3	作業管理	無	
	2	発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年 化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な	第106条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	無	
	L	評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		(SEE + HILL) - DINK O O A - AND O		
		運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	_	(運転を開始した日以降30年を経過していないため、保安規定に 記載なし)	_	
	4	実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合 (実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定によ	-	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	_	
		り長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。) は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第 3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。) が添付されているこ と				
	5	区。 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考と	_	(運転を開始した日以降30年を経過しておらず長期施設管理方針	-	
	6	して記載されていること。 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第106条の4	及び技術評価書を作成していないため、保安規定に記載なし) 使用前事業者検査の実施	無	
			第106条の5	定期事業者検査の実施	無	
	7	燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの鍵全性に異常のない ことを確認すること,燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第80条	燃料の検査	無	
技術情報の共	1	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を	第106条	施設管理計画	無	
有		BWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。			,	
71	1	し、目らの発電用原子炉艦数の床衣を向上させるための荷篋か走められていること。 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
不適合発生時	ı					
					_	
不適合発生時	2	情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
不適合発生時	2	情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	

							: 主な変更対象項目
実	用炉規則第92条 第1項		保安規定審查基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定,令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有 無	備考
21	その他必要な 事項	1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	無	
			保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止 を図るものとして定められていること。	第1条	目的	無	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表						
変更前	変更後	備考				
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則					
(目的) 第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。	制法」という。) 第43条の3の24第1項の規定に基づき,志賀原子力発電所発電用原子 炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」とい う。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」					
(基本方針) 第 2 条 志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、 放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品 質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第 2 条 志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、 放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品 質保証活動に基づき実施する。					
(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は,第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり,関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また,この方針を年1回以上評価し,	(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年1回以上評価し、					

必要により変更する。

- 2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするた 2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするた め、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。
- (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料 部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画 を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを 確認する。
- (2) 発電所長, 原子力部長, 土木建築部長, 資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告 を受ける。
- (3) 原子力運営組織(以下,第4条(保安に関する組織)で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織(以下, 第4条(保安に関する組織)で定める調達組織をいう。)の活動の 評価を行う。
- (4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。

必要により変更する。

- め、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。
- (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及びエネ 組織改正に伴 ルギー取引部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるため の活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられて いることを確認する。

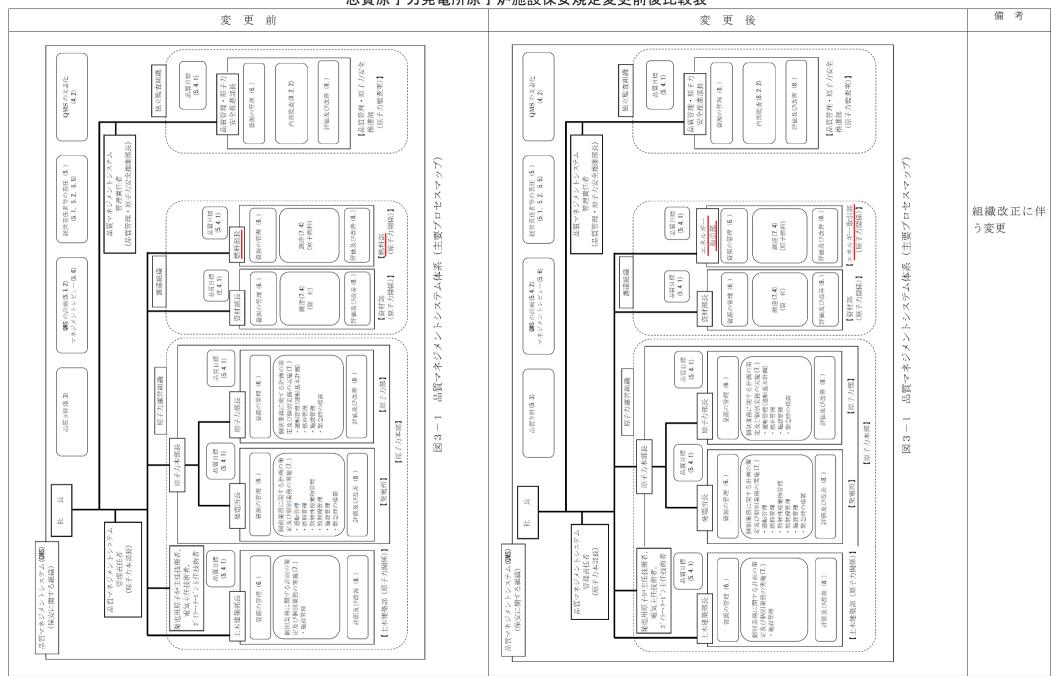
(2)発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及びエネルギー取引部長に関係法令及 組織改正に伴 び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価 | う変更 結果の報告を受ける。

- (3) 原子力運営組織(以下,第4条(保安に関する組織)で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織(以下, 第4条(保安に関する組織)で定める調達組織をいう。)の活動の 評価を行う。
- (4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。

う変更

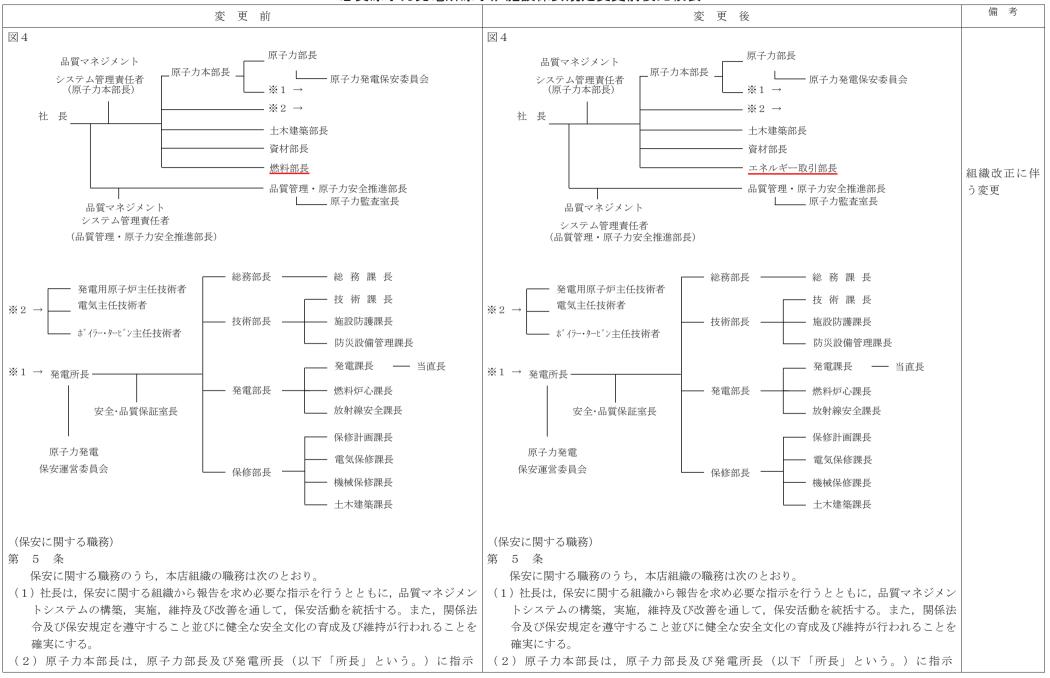
変更前	変 更 後	備考
(5) 発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及び燃料部長に,各部所の評価結果, (3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	(5)発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及び <u>エネルギー取引部長</u> に,各部所の 評価結果,(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	組織改正に伴 う変更
3 発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及び燃料部長は,前項(1)の活動計画を年度毎に策定し,原子力本部長の確認を受ける。また,この活動計画に基づき活動を実施するとともに,各部所の活動の評価を行い,評価結果を原子力本部長に報告する。さらに,各部所の評価結果,前項(3)の評価結果及び前項(4)の社長の指示を前項(1)の活動計画に反映する。	の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき 活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。	
4 品質管理・原子力安全推進部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織(以下、第4条(保安に関する組織)で定める独立監査組織をいう。)における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。 (2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。 (3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1) の活動計画に反映する。	るようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織(以下、第4条(保安に関する組織)で定	
5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	
6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	
(3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。 5 原子力運営組織及び調達組織は,第2項(1)の活動計画に基づき,活動を実施する。	(3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1) の活動計画に反映する。 5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	

変更前	変更後	備考
(品質マネジメントシステム計画) 第 3 条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定める。	(品質マネジメントシステム計画) 第 3 条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定める。	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(	



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 備考 変 更 前 変 更 後 表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係(その2)表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係(その2) 本品質マネ 本品質マス 伊宏相定第3条 ジメントシ 保安規定第3条 ジメントシ 項目 补内規定名 管理簡所 項目 补内規定名 管理簡所 ステム計画 ステム計画 以外の関連多項 以外の関連冬項 関連多項 関連多項 4.1(2) グレード分け 品質保証重要度分類管理要則 原子力部 4.1(2) グレード分け 品質保証重要度分類管理要則 原子力部 品質保証活動管理要則 原子力部 品質保証活動管理要則 原子力部 5.4.1 品質目標 原子力監査要則 品質管理・原子力 5.4.1 品質目標 原子力監査要則 品質管理・原子力 安全推進部 安全推進部 第5条 組織規程 経営企画部 組織規程 経営企画部 第5条 職務権限規程 経営企画部 第5条 職務権限規程 経営企画部 第5条 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 原子力部 第8条, 第9条, 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 原子力部 第8条, 第9条, 5. 5. 1 責任及び権限 5. 5. 1 責任及び権限 第9条の3, 第120条 第9条の3, 第120条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 発電所 第8条の2, 第9条の2, 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務 発電所 第8条の2, 第9条の2, に関する運用要領 第9条の3 等に関する運用要領 第9条の3 品質保証組織運用要領 発電所 第4条, 第5条, 品質保証組織運用要領 発電所 第4条, 第5条, 組織の内部の情 第7条, 第120条 組織の内部の情 第7条, 第120条 5. 5. 4 5 5 4 報の伝達 品質保証組織運用指針 原子力部 第4条~第6条 報の伝達 品質保証組織運用指針 原子力部 第4条~第6条 品質保証組織運用指針 十木建築部 第4条,第5条 品質保証組織運用指針 十木建築部 第4条,第5条 品質保証活動管理要則 原子力部 品質保証活動管理要則 原子力部 マネジメント マネジメント 5.6 原子力監查要訓 品質管理・原子力 5.6 原子力監査要則 品質管理・原子力 レビュー レビュー 安全推進部 安全推進部 教育・訓練管理要領 発電所 第117条, 第118条 教育・訓練管理要領 発電所 第117条, 第118条 教育·訓練管理指針 原子力部 教育·訓練管理指針 原子力部 教育管理指針 土木建築部 教育管理指針 土木建築部 要員の力量の確 要員の力量の確 6.2 原子力関係調達業務管理指針 資材部 6. 2 原子力関係調達業務管理指針 資材部 保及び教育訓練 保及び教育訓練 原子燃料関係調達業務管理指針 燃料部 原子燃料関係調達業務管理指針 エネルギー取引部 組織改正に伴 原子力監查要則 品質管理・原子力 原子力監查要則 品質管理・原子力 安全推進部 安全推進部 う変更 運転管理業務要領 举雷所 第11条~第77条 運転管理業務要領 举雷所 第11条~第77条 運転管理等業務指針 運転管理等業務指針 原子力部 第11条~第77条 原子力部 第11条~第77条 運転管理 運転管理 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する 第12条 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する 原子力部 第 12 条 原子力部 第 78 条~第 85 条 燃料管理要領 举雷所 燃料管理要領 举雷所 第 78 冬~ 第 85 冬 燃料管理 燃料管理 運転管理等業務指針 原子力部 **第78 冬~第85 冬** 潘転管理等業務指針 原子力部 **第78 冬~第85 冬** 放射性固体廃棄物管理要領 発電所 放射性固体廃棄物管理要領 第86条, 第86条の2, 第86条, 第86条の2, 発電所 放射性廃棄物 放射性廃棄物 第86条の3, 第90条 第86条の3, 第90条 放射性液体、気体廃棄物放出管理要領 発電所 第87条, 第88条 放射性液体、気体廃棄物放出管理要領 発電所 第87条, 第88条 管理 管理 第90条 第 90 条 区域管理要領 発電所 第 91 条~第 93 条, 区域管理要領 発電所 第 91 条~第 93 条, 第100条, 第105条 第100条, 第105条 7.1 被ばく管理要領 発電所 第94条, 第98条, 7.1 被ばく管理要領 発電所 第94条, 第98条, 第104条, 第105条 第104条, 第105条 7.5 保全区域等管理要領 発電所 第96条, 第97条 7.5 保全区域等管理要領 発電所 第96条, 第97条 放射線管理 放射線管理 環境放射線モニタリング要領 発電所 第 100 条,第 100 条の 2, 環境放射線モニタリング要領 発電所 第100条,第100条の2 第 105 条 第 105 条 举雷所 举雷所 放射性物質等輸送要領 第 103 冬 放射性物質等輸送要領 第 103 条 放射線作業管理要領 放射線作業管理要領 発電所 第 93 冬~ 第 95 冬 举雷所 第 93 冬~ 第 95 冬 第 99 条, 第 102 条, 第99条, 第102条, 第 104 条 第 104 条 第89条, 第101条, 第89条, 第101条, 施設管理 施設管理要則 原子力部 施設管理 施設管理要則 原子力部 第 106 条~第 106 条の 6 第 106 条~第 106 条の 6 緊急時対策要則 第 107 条~第 116 条 緊急時の措置 緊急時対策要則 原子力部 第 107 条~第 116 条 竪急時の措置 原子力部 関係法令遵守,健 原子力 法令遵守·安全文化醸成活動管理要則 原子力部 第2冬の2 関係法令遵守、健 原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力部 第2条の2 原子力監查要則 品質管理・原子力 第2条の2 全な安全文化の音 原子力監查要則 品質管理・原子力 全な安全文化の音 第2条の2 成及び維持 安全推進部 成及び維持 安全推進部

心員原士刀光电別原士炉他設体女院走多史前後比較衣						
変更前	変 更 後	備考				
第3章体制及び評価	第3章体制及び評価					
第1節 保安管理体制	第1節 保安管理体制					
第1節 保安管理体制  (保安に関する組織)  第 4 条  発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。 (1) 保安に関する組織:図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部(原子力関係)の組織,並びに発電用原子炉主任技術者,電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 (3) 発電所組織:図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。 (4) 調達組織:図4に定める組織のうち、資材部(原子力関係)及び燃料部(原子力関係)の組織をいう。 (5) 独立監査組織:図4に定める組織のうち、品質管理・原子力安全推進部(原子力監査室)の組織をいう。	(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。 (1)保安に関する組織:図4に定める組織全体をいう。 (2)原子力運営組織:図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部(原子力関係)の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 (3)発電所組織:図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。 (4)調達組織:図4に定める組織のうち、資材部(原子力関係)及びエネルギー取引部(原子力関係)の組織をいう。	組織改正に伴う変更				



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表					
変 更 前	変 更 後	備考			
を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (3)原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 (4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 (5)資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。 (6)燃料部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。 (7)品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (8)原子力監査室長は、監査業務を行う。 (9)その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。	を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (3)原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 (4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 (5)資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。 (6) エネルギー取引部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。 (7)品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (8)原子力監査室長は、監査業務を行う。 (9)その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。	組織改正に伴う変更			
(阿各)	(略)				

変更前変更後	備考
(原子炉主任技術者の選任) 第 8 条  社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の1つ又はされ以上の業務に適算して3年以上の実務経験を有する者から選任する。 (3) 原子炉直設の設計に関する業務 (3) 原子炉直設の設計に関する業務 (3) 原子炉直設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する影料やの設計又は管理に関する業務 (5) 原子炉直設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (6) 原子炉直設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (7) 原子炉直投機で設計入は管理に関する業務 (8) 原子炉直投機で設計入は管理に関する業務 (9) 原子炉直に運任する。 (9) 原子炉直に受けてきる業務 (9) 原子炉直に受けに係る安全性の解析及び評価に関する業務 (9) 原子炉直性技術者は、原子炉直に運任する。 (9) 原子炉直に受けに関係を変化の対け及び評価に関する業務 (9) 原子炉直に関係を変化の対け及び評価に関する業務 (1) 原子炉直に関係を変化の対け及び評価といる。 (1) 原子炉直に関する業務 (1) 原子炉直に使用する業件の対け及び評価といる。 (1) 原子炉直に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉直に使用する業務の表別に任うる。 (3) 原子炉直に技術者で接近で設計に関する業務 (3) 原子炉直に技術者で対している計は関する業務 (4) 原子炉直に関する業務 (5) 原子炉直に技術者では関する業務 (6) 原子炉直に技術者で変化の対け及び評価といる。 (4) 原子炉直に関する業務 (5) 原子炉直に技術者で変化の対け及び評価に関する業務 (6) 原子炉直に技術者で変化の対け及び評価に関する業務 (6) 原子炉直に技術者で変化の対け及び評価に関する業務 (6) 原子炉直に技術者で変化の対け及び評価に関する業務 (6) 原子炉直に対する業務 (7) 原子炉直に関する業務 (7) 原子炉面に関する業務 (7) 原子が高を対する業務 (7) 原子が直に関する業務 (7) 原子が高を対する場合の設計を対する業務 (7) 原子が高を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を関する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設計を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の表示を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の設定を対する場合の表示を対する場合の表示を対するといった。  「8) 原子が定式を対する場合の表示を対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	以上の実務経験を有する者から選任する。 断に関する業務 一る業務 第9条(原子炉主任技術者の職務等)に しに伴う変更 場合は、代行者と交代する。ただし、職務

添付2 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 備考 変 更 前 変 更 後 (計測及び制御設備) (計測及び制御設備) 第 2 7 条 第 2 7 条 [1 景炉] [1 景炉] 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備※は、表27-1で定める事項を運転上の 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備※は、表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 制限とする。 (1) 原子炉緊急停止系計装 (1) 原子炉緊急停止系計装 (2) 中性子源領域モニタ計装 (2) 中性子源領域モニタ計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系※2計装、高圧炉心スプレイ系計装、 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系※2計装、高圧炉心スプレイ系計装、 自動減圧系計装) 自動減圧系計装) (4) 原子炉格納容器隔離系計装 (4) 原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装) (主蒸気隔離弁計裝,原子炉格納容器隔離計裝,原子炉建屋原子炉棟隔離計裝) (5) その他の計装 (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機※3計装, 原子炉隔離時冷却系計装, 原子炉冷却材再循環ポンプ (非常用ディーゼル発電機\*\*3計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、主タービン高水位トリップ計装、中央制御室 トリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、主タービン高水位トリップ計装、中央制御室 外原子炉停止装置計裝, 中央制御室換気空調再循環系計裝, 事故時計裝) 外原子炉停止装置計裝, 中央制御室換気空調再循環系計裝, 事故時計裝) (略) (略) [2号炉] [2 景炉] 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備※は、表27-1で定める事項を運転上の 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備※は、表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 制限とする。

- (1) 原子炉緊急停止系計装
- (2) 起動領域モニタ計装
- (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系<sup>\*2</sup>計装,高圧炉心注水系計装,原子炉隔離時冷却系計装, 自動減圧系計装)

(4) 原子炉格納容器隔離系計装

(主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装)

(5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機\*\*\*計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装,中央制御室外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装,事故時計装)

(略)

- (1) 原子炉緊急停止系計装
- (2) 起動領域モニタ計装
- (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系\*²計装,高圧炉心注水系計装,原子炉隔離時冷却系計装, 自動減圧系計装)
- (4)原子炉格納容器隔離系計装

(主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装)

(5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機<sup>\*3</sup>計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装,中央制御室外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装,事故時計装)

(略)

			変更後						変更前			
	完了時間	要求される措置		あるべきチ	適用される	表27-3-4 要 素	完了時間	要求される措置			-2 (3) 適用される 原子炉の状	表27-3-4· 要 素
	)+:0-1.1-	14 W-4-2-7-11111		ャンネル数 (論理毎)	態	1 2# E 191 ) .	Trans.	14 Watakamii Ta		ャンネル数 (論理毎)	態	1
		A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	出力チャン ネルが動作 不能の場合	2	運転 起動 高温停止	1. 主蒸気ドレン 系隔離 (論理出力 チャンネル)	速やかに	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	出力チャン ネルが動作 不能の場合	2	運転 起動 高温停止	1. 主蒸気ドレン 系隔離 (論理出力 チャンネル)
	1時間	<ul><li>B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を 隔離する。</li><li>又は</li><li>B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。</li></ul>	B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合				1時間	<ul><li>B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を 隔離する。</li><li>又は</li><li>B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。</li></ul>	B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合			
	2 4時間 3 6時間	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	で要求され				2 4 時間 3 6 時間	C2. <u>低温停止</u> にする。	で要求され			
	速やかに	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	2	起動	2. 炉水サンプル 系隔離 (論理出力 チャンネル)	速やかに	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	2	運転 起動 高温停止	2. 炉水サンプル 系隔離 (論理出力 チャンネル)
	1時間	B1. 炉水サンプル系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合				1時間	B1. 炉水サンプル系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合			
記載の適正化	2 4時間3 6時間	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	で要求され				3 6 時間	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	で要求され			

			変更前						変更後			備考
要素	. —	動作可能で あるべきチャンネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	-	要求される措置	完了時間	
3.原子炉冷却材 浄化系隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	3. 原子炉冷却材 浄化系隔離 (論理出力 チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			出力チャン ネルが動作 不能の場合	B2. 少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	1 時間 1 時間				出力チャン ネルが動作 不能の場合	B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	1時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	2 4時間3 6時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	2 4時間 3 6時間	記載の適正化
4. 不活性ガス系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	4. 不活性ガス系 隔離 (論理出力 チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	
			出力チャン ネルが動作	B1. 不活性ガス系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間				B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	B1. 不活性ガス系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間	
			で要求され	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	2 4 時間 3 6 時間	記載の適正化

			変更前						変更後			備考
要素	. —	動作可能で あるべきチャンネル数 (論理毎)		要求される措置	完了時間	要素		動作可能で あるべきチャンネル数 (論理毎)	-	要求される措置	完了時間	
5.残留熱除去系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	5.残留熱除去系隔離 (論理出力チャンネル)	起動	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			出力チャン ネルが動作	B1. 残留熱除去系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間				B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	<ul><li>B1. 残留熱除去系隔離弁を隔離する。</li><li>又は</li><li>B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</li></ul>	1時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	2 4 時間 3 6 時間	
6. 廃棄物処理系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	6. 廃棄物処理系 隔離 (論理出力 チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	
			出力チャン ネルが動作	B1. 廃棄物処理系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1 時間 1 時間				B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合	B1. 廃棄物処理系隔離弁を隔離する。	1時間 1時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間36時間	

備考

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

(3)原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕

原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるベきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表 27-3-4-3 (1)及び表 27-3-4-4 (1)及び表 27-3-4-4 (1)の措置を講じる。表 27-3-4-3 (1)の措置を完了できない場合は、表 27-3-4-3 (2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表 27-3-4-3 (2)及び表 27-3-4-3 (3)の要求される措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ 36 時間以内に低温停止にする。炉心変更時\*1または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、表 27-3-4-3 (2)及び表 27-3-4-3 (3)の要求される措置を達成できない場合は、速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。

変 更 前

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させる ための全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-4-3 (1)

衣 2 7 - 3	-4-3 (1)		
要素	条件	要求される措置	完了時間
センサ	A. 1つの区分のセンサ	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態	速やかに
チャンネル	チャンネルで1つ以	に復旧する措置 (当該区分のセンサチャン	
	上のセンサが動作不	ネルをバイパスする操作を含む) を開始す	
	能の場合	る <sup>※2</sup> 。	
	B. 2つの区分のセンサ	B1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	3 時間
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	B2.他の区分をバイパスする <sup>※2</sup> 。	6 時間
		及び	
		B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ	30日間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	
	C. 3つの区分のセンサ	C1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	速やかに
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ	6 時間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	
	D. 4 つの区分のセンサ	D1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	速やかに
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ	1時間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	

※1:停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒挿入・引抜きを除く。

※2:区分(センサチャンネル)をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。

(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕

原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表 27-3-4-3 (1)及び表 27-3-4-3 (3)の措置を講じる。表 27-3-4-3 (1)の措置を完了できない場合は、表 27-3-4-3 (2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表 27-3-4-3 (2)及び表 27-3-4-3 (3)の要求される措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ 36 時間以内に冷温停止にする。炉心変更時\*1または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、表 27-3-4-3 (2)及び表 27-3-4-3 (3)の要求される措置を達成できない場合は、速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。

変 更 後

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させる ための全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-4-3 (1)

<u> </u>	1 0 (1)		
要素	条 件	要求される措置	完了時間
センサ	A. 1 つの区分のセンサ	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態	速やかに
チャンネル	チャンネルで1つ以	に復旧する措置 (当該区分のセンサチャン	
	上のセンサが動作不	ネルをバイパスする操作を含む) を開始す	
	能の場合	5 <sup>*2</sup> 。	
	B. 2つの区分のセンサ	B1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	3 時間
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	B2.他の区分をバイパスする**2。	6 時間
		及び	
		B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ	30日間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	
	C. 3つの区分のセンサ	C1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	速やかに
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ	6 時間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	
	D. 4 つの区分のセンサ	D1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ	速やかに
	チャンネルで1つ以	プする。	
	上のセンサが動作不	及び	
	能の場合	D2. 少なくとも 1 つの区分のセンサチャンネ	1 時間
		ルを動作可能な状態に復旧する。	

※1:停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒挿入・引抜きを除く。

※2:区分(センサチャンネル)をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。

(略)

(略)

変 更 前	変 更 後	備考
附則(令和3年5月18日 原規規発第2105183号)         (施行期日)         第1条         本規定は、令和3年7月1日から施行する。	附則(令和 年 月 日 号) (施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。	施行日の規定
(略)	(胚合)	
(44)		